

福祉サービス第三者評価

理 念

真に人権の平等を享受できる社会を構築するため、私達社会福祉関係者は自ら関係領域を検証する必要がある。福祉サービス第三者評価を行う事は、福祉サービスを利用する人も、それを利用せずに暮らす人々と何ら遜色の無い生活を送る事ができる社会を実現する第一歩である。

基本的な考え方

現在福祉サービスが契約と言う手法で供給され始めたが、その過程でサービス利用者にはサービスを消費する側面が出現している。これらは一般消費社会と同様の仕組みに福祉サービスが組み入れられたと捉える。このような状況下では当然福祉サービスの供給側と利用者の側では対等な関係が望まれよう。しかしながら、福祉サービス利用者と供給側事業者では圧倒的に知識や情報の量に格差がある事は否めない。その様な状況を改善して行く一つの、重要な仕組みが福祉サービス第三者評価制度と考える。

視 点

福祉サービス第三者評価は事業者の優劣をつけるために行うのではない。この評価によって情報の格差を解消することで、利用者にとどの事業者が自分に適するののかと言う選択を容易にすることができる。

事業者には、積極的に自事業所の特徴や利点をアピールすることから情報公開を進め、より開かれた事業所になる。また評価受審の過程での検証がサービスシステムの再構築につながり、ひいてはサービスの質の向上に寄与すると考える。